

Ver.2

第2期子どもをみんなで育む計画 に係る見直し

～第4章 基本理念について～

1 基本理念を踏まえた施策展開のイメージ

基本理念

「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てができるまち 流山」

《見直しの方向性》

子ども・子育て会議でのご意見、子どもの権利条約を踏まえ、基本目標の一部について、見直しをします。

基本的視点Ⅰ

子どもの視点に立った支援

基本的視点Ⅱ

切れ目のない支援

基本的視点Ⅲ

地域社会全体で子育てを支援

基本的視点Ⅳ

施策の連携

基本目標1

子育てを支援する地域づくり

基本目標2

子どもと保護者の健康づくり

【見直し有】

基本目標3

子どもが健やかに成長できる
教育環境づくり

【見直し有】

基本目標4

子どもの安全を守る生活環境・
体制づくり

基本目標5

男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標6

保護が必要な子どもへの支援体制づくり

【見直し有】

2-1 基本目標(令和4年度第1回を受けての見直し案)

新:基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- ・心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に保護者の心身の健康づくりを支えていきます。**一部見直し(第1回会議後)**
- ・健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- ・子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ・ライフステージや社会情勢の変化、子どもや家庭の多様なあり方に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。**一部追加一部見直し(第1回会議後)**

旧:基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- ・心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に母親の心身の健康づくりを支えていきます。
- ・健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- ・子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ・ライフステージや社会情勢の変化に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。**一部追加**

2-2 基本目標(令和4年度第1回を受けての見直し案)

新:基本目標3 子どもが健やかに成長できる**教育環境づくり** **一部修正**

・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。新規追加一部見直し(第1回会議後)

・家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう**なに教育環境**を充実させていきます。**一部修正・一部追加**

・子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。

・子どもが乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。

旧:基本目標3 子どもが健やかに成長できる**教育環境づくり** **一部修正**

・子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。新規追加

・家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう**なに教育環境**を充実させていきます。**一部修正・一部追加**

・子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。

・子どもが乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。

2-3 基本目標(令和4年度第1回を受けての見直し案)

新:基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・児童虐待や貧困など、養育環境に配慮が必要な家庭の実情に合わせて、誰一人取り残されない子育て支援をしていきます。一部見直し(第1回会議後)
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と対応の強化をしていきます。一部見直し(第1回会議後)
- ・支援を必要とする子どもや家庭に対し、必要な情報や支援が届くような仕組みづくりに努めていきます。 新規追加一部見直し(第1回会議後)

旧:基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・ひとり親の家庭や、障がいのある子どもがいる家庭など、それぞれの家庭の実情に合わせて、最も適切な子育て支援をしていきます。
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。
- ・支援を必要とする子どもや家庭に対し、必要な情報が届くような仕組みづくりに努めていきます。 新規追加

3-1 基本目標(見直し後(案))

基本目標1 子育てを支援する地域づくり

- ・子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保育サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- ・子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育てを支援する体制を構築していきます。

基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- ・心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に保護者の心身の健康づくりを支えていきます。
- ・健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- ・子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ・ライフステージや社会情勢の変化、子どもや家庭の多様なあり方に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。

基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

- ・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。
- ・家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境を充実させていきます。
- ・子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- ・子どもが乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。

3-2 基本目標(見直し後(案))

基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ・ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- ・子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- ・次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- ・地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・男女がともに子育ての責任を担い、ワークライフバランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- ・従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。

基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・児童虐待や貧困など、養育環境に配慮が必要な家庭の実情に合わせて、誰一人取り残されない子育て支援をしていきます。
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と対応の強化をしていきます。
- ・支援を必要とする子どもや家庭に対し、必要な情報や支援が届くような仕組みづくりに努めていきます。

4 流山市子ども・子育て支援事業計画の第4章の見直しに当たって

- 第4章基本計画の見直しを踏まえ、
令和5年度、令和6年度における施策の展開を図ります。
- 第3回会議より、個別事業の評価及び見直しを行うことから、個別事業においても、第4章基本計画見直しの方向性を踏まえ、進めていきます。